

Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2019年12月13日号

令和2年度税制改正大綱 重要項目一覧

令和元年12月12日、与党より令和2年度税制改正大綱(以下「大綱」)が公表され、12月20日に閣議決定された*。
法人課税において重要度が高いと思われる項目は次のとおりである。

1 連結納税制度からグループ通算制度(以下「通算制度」)への移行(p63,p105)

(1) 通算制度の基本的仕組み

- 納税主体:親法人及び各子法人が法人税の申告を行う(p63,105)
 - 親法人の電子署名により子法人の申告等を行うことができる等の措置がとられる(p63,105)
- 以下の基本的な仕組みは基本的に連結納税制度と同様とされる。
 - 適用法人(p63,105)
 - 適用方法(p63,105)
 - 連帯納付責任:有(p105)
 - 事業年度:みなし事業年度有(p65,105)
 - 包括的租税回避防止規定:有(p67,116)

- 通算制度については青色申告制度を前提とした制度とされる(p116)

(2) 所得金額及び法人税額の計算(p63,105)

- 損益通算及び欠損金の通算の方法(p63,106)
 - 欠損法人の欠損金額の合計額(所得法人の所得金額の合計額を限度)を所得法人の所得金額の比で配分し、所得法人において損金算入する等の計算を行う。
 - 通算制度適用法人又は通算グループ内の他の法人の所得金額・欠損金額・過年度の欠損金額が期限内申告書に記載された金額と異なる場合には、期限内申告書に記載された金額を上記所得金額・欠損金額・過年度の欠損金額とみなしたり、通算グループ法人間で授受した控除限度額を固定したりする等の調整を行った上で、適用法人のみで損金算入等の計算及び欠損金の繰越控除額を再計算する(※)
 - あえて誤った当初申告を行うなど法人税の負担を不当に減少させる結果となると認めるときは、税務署長は上記※の適用をしないことができる
- 投資簿価修正制度の改組(p64,107)
 - 通算グループ内の子法人の株式の評価損益及び通算グループの他の法人に対する譲渡損益を計上しない
 - 通算グループからの離脱法人の株式の離脱直前の帳簿価額を離脱法人の簿価純資産価額に相当する金額とする
 - 通算制度に開始・加入する子法人で親法人との間の完全支配関係の継続が見込まれないものの株式について、株主において時価評価により評価損益を計上する

*12月20日閣議決定後に追記

- 税率(p65,107):各法人の適用税率による
- 税効果相当額の授受(p107):通算税効果額を授受する場合には、その授受する金額は、益金及び損金の額に算入しない
- 申告・納付(p63,107)
 - 通算制度適用法人は電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により申告書を提出しなければならない
 - 申告期限の延長特例による延長期間は原則2月とされる

(3) 通算制度の適用開始、加入

- 時価評価対象外法人
 - 開始時の時価評価対象外法人(p65,109)
 - 親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれる子法人
 - いずれかの子法人との間に完全支配関係の継続が見込まれる親法人
 - 加入時の時価評価対象外法人(p65,109)
 - 適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人
 - 通算グループ内の新設法人
 - 適格組織再編成の同様の要件に該当する法人
 - 時価評価対象法人については、開始加入前の欠損金は切り捨てられる(p66,109)
- 欠損金・資産の含み損等の制限
 - 通算制度適用開始前・加入前の欠損金及び資産の含み損等について、支配関係発生から5年経過日と開始・加入から3年経過日のいずれか早い日まで、制限を受ける(p66,109)
 - 欠損金・資産の含み損等の制限の対象外とされる法人(p66,110)
 - 親法人(親法人にあつてはいずれかの子法人)との間に支配関係5年超ある法人
 - 通算グループ内のいずれかの法人と共同事業を行う法人として要件を満たすもの
- 開始・加入前の欠損金のうち切り捨てられなかったものは、特定欠損金とする(親会社分も含め SRLY ルール)(p66,110)
- 事業年度の中で親法人との完全支配関係を有することとなった場合の加入時期の特例について、その完全支配関係を有することとなった日の前日の属する会計期間の末日の翌日を承認の効力発生日及び事業年度開始の日とすることができる措置が加えられる(p108)

(4) 通算制度からの離脱

- 主要な事業を継続することが見込まれていない場合等には、直前事業年度において時価評価損益の計上を行う(p111)
- 離脱法人の離脱日に開始する事業年度終了の日を親法人の事業年度終了の日とする措置を廃止する(p108)

(5) 各個別制度の取扱い

- 受取配当等の益金不算入制度等については、単体納税制度(グループ法人税制)についてグループ全体を考慮するよう見直しが行われ、通算制度においても同様の取扱いとされる(p68,112)
- その他基本的に各法人における個別計算とされるが、以下については全体計算の考え方が温存される
 - 中小判定(p113)
 - 外国税額控除(p113)
 - 研究開発税制(p115)
- その他所要の調整が行われる(詳細は p112~116 参照)

(6) 適用(p68,116)

- 令和4年4月1日以後開始事業年度から適用
- 経過措置
 - 連結納税制度の承認は、令和4年4月1日以後開始事業年度においては、グループ通算制度の承認とみなされる

- 連結法人は、連結親法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに税務署長に届出書を提出することにより、グループ通算制度を適用しない単体納税法人になることができる

(7) 単体納税制度(グループ法人税制)の見直し(p68)

- 受取配当等の益金不算入制度
 - 負債利子控除額は関連法人株式等に係る配当等の額の4%相当額(その事業年度に支払う負債利子の額の10分の1相当額を上限とする)とする
 - 関連法人株式等・非支配目的株式等に該当するかどうかの判定は、100%グループ内の法人全体の保有株式数等による
- 寄附金の損金不算入制度
- 貸倒引当金
- 資産の譲渡に係る特別控除額の特例
- 令和4年4月1日以後開始事業年度から適用

2 法人課税一般

(1) オープンイノベーションに係る措置の創設(p60)

- 青色申告書提出法人で特定事業活動を行うものが、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式を取得等した場合に、その取得価額の25%以下の金額を特別勘定として経理したときは、その経理した金額の損金算入ができる
- 中小企業における措置(p68)

(2) 特定税額控除規定の不適用措置の強化(p61)

- 大企業につき研究開発税制等の税額控除規定を適用できないこととする措置について、次の見直しが行われる
 - その大企業の国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることの要件について、当期償却総額の30%を超えることとされる
 - 対象に、特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の税額控除が追加

(3) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度の要件見直し(p62)

- 国内設備投資額が当期償却費総額の90%以上であることとの要件について、当期償却費総額の95%以上とされる

(4) 交際費等の損金不算入制度(p62)

- 適用期限を2年延長
- 接待飲食費に係る損金算入の特例について、対象法人から資本金の額等が100億円を超える法人を除外した上で、適用期限を2年延長

(5) 特定高度情報通信用認定等設備の特別償却又は税額控除制度の創設(p62)

- 特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律(仮称)の制定を前提に、青色申告書提出法人で一定のシステム導入を行う同法の認定特定高度情報通信等システム導入事業者(仮称)に該当するものが、同法の施行の日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合その他の場合には、その取得価額につき、30%の特別償却と15%の税額控除との選択適用ができることとされる

(6) 地方拠点強化税制を見直し、適用期限を2年延長(p69)

- (7) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度を一部見直し、適用期限を5年延長(p70)

- (8) 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度を一部見直し、適用期限を2年延長(p73)

(9) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について次の見直しのうえ、適用期限を2年延長(p77)

- 対象法人から連結法人を除外
- 対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を500人以下(現行:1,000人以下)に引下げ

(10) 会社関係制度の見直しへの対応(p78)

- 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例等について、法人に対する役務提供の対価として交付される譲渡制限付株式でその譲渡制限付株式と引換えにする払込み又は給付を要しない場合のその譲渡制限付株式が対象に追加される
- 法人の支給する役員給与における過大な役員給与のうち形式基準について、定款等により役員に対して支給することができるその法人の株式又は新株予約権の上限数を定めている法人のその株式又は新株予約権に係る限度額について、その定められた上限数に支給時等における価額を乗じて計算した金額とされる
- 法人の支給する役員給与における業績連動給与の手續に係る要件について、独立職務執行者から除外される親法人の業務執行者等に該当していた者の範囲が見直される

(11) 「時価の算定に関する会計基準」への対応(p79)

(12) 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し(p80)

(13) 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設(p82)

- 法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、当該提出日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1月延長される
- 令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用

3 消費課税

(1) 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設(p82)

- 法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、当該提出日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1月延長される
- 令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用

(2) 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化(p84)

4 国際課税

(1) 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせたスキームへの対応(p88)

- 対象配当金額(注1)が、特定関係子法人(注2)の株式等の帳簿価額の10%相当額を超える場合には、その対象配当金額のうち益金不算入相当額(注4)を、その株式等の帳簿価額から引き下げることとされる

(注1) 法人が、特定関係子法人から受ける配当等の額(その事業年度開始の日からその受ける直前までにその特定関係子法人から受ける配当等の額を含む)をいう

(注2) 配当決議日において特定支配関係(注3)を有する他の法人をいう

(注3) 一の者(特殊関係者を含む)が他の法人の株式等又は一定の議決権の数等の50%超を直接又は間接に有する場合における当該一の者との関係等をいう

(注4) 受取配当益金不算入制度等により益金不算入とされる金額に相当する金額をいう

- 次に掲げる配当等の額は、本措置の対象から除外される

➢ 内国普通法人である特定関係子法人の設立の日から特定支配関係発生日(注)までの間において、その発行済株式の総数等の90%以上を内国普通法人若しくは協同組合等又は居住者が有する場合の対象配当金額

(注) 法人との間に特定支配関係を有することとなった日をいう

➢ 「配当決議日の属する特定関係子法人の事業年度開始の日における当該特定関係子法人の利益剰余金の額」から「当該開始の日からその配当等を受ける日までの間に特定関係子法人の株主が受ける配当等の総額」を減算した金額が「特定支配関係発生日の属する特定関係子法人の事業年度開始の日における利益剰余金の額に一定の調整を加えた金額」以上である場合における特定関係子法人から受ける対象配当金額

- 特定支配関係発生日から10年を経過した日以後に受ける配当等の額
- 対象配当金額が2,000万円を超えない場合におけるその対象配当金額
- 対象配当金額のうち、特定支配関係発生日以後の利益剰余金の額から支払われたものと認められる部分の金額がある場合には、その部分の金額を超える金額を益金不算入相当額とすることができる

(2) 外国子会社合算税制の見直し(p90)

- 部分合算課税制度の対象となる受取利子等の額の範囲から、次に掲げる利子の額が除外される
 - その本店所在地においてその役員又は使用人が棚卸資産の販売の事業等(いわゆる「ユーザンス利子」に係るものに限る)を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している外国関係会社が、非関連者に対して行う棚卸資産の販売から生ずる利子の額
 - (注)コーポレート・インバージョン対策合算税制についても、同様の見直し
 - 投資法人等が合算課税の適用を受ける場合には、外国関係会社の所得に対して課される外国法人税ののうち、合算対象とされた金額に対応する部分の金額は、その投資法人等が納付した外国法人税の額とみなして、投資法人等の配当等に係る二重課税調整の対象とする等の措置がとられる

(3) 外国税額控除における控除対象外国税額の範囲の見直し(p91)

- わが国で所得と認識されない金額に対して課されるものとして外国税額控除の対象から除外される外国法人税の額に、次の外国法人税の額が追加される
 - 外国法人等の所得について、これを内国法人の所得とみなして当該内国法人に対して課される外国法人税の額
 - 内国法人の国外事業所等において、当該国外事業所等から本店等又は他の者に対する支払金額等がないものとした場合に得られる所得につき課される外国法人税の額
 - (注)居住者に係る外国税額控除制度についても、同様の見直し

(4) 過大支払利子税制における対象外支払利子等の額の範囲の見直し(p91)

- 外国法人の恒久的施設が有する債権に係る経済的利益を受ける権利が、その本店等に移転されることがあらかじめ定まっている場合には、法人からその恒久的施設に支払われる利子等の額を対象外支払利子等の額から除外される

(5) その他(p89,91)

- 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度等について、所要の見直しが行われる
- 店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度の対象となる店頭デリバティブ取引の範囲から、暗号資産デリバティブ取引が除外される
- 法人番号等の確認制度について、所要の措置がとられる

5 納税環境整備

- (1) 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化(p92)
- (2) 準確定申告の電子的手続の簡素化(p92)
- (3) 納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化(p93)
- (4) 電子帳簿等保存制度の見直し(p93)
- (5) 地方税共通納税システムの対象税目の拡大(p93)
- (6) その他の円滑な申告・納税のための環境整備(p94)
- (7) 国外財産調書制度等の見直し(p94)
- (8) 国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限の見直し(p96)
- (9) 利子税・還付加算金等の割合の引下げ(p97)
- (10) その他の課税関係の整備・適正化等(p99)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

お問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング
Tel 03-6213-3800(代)
email tax.cs@tohmatu.co.jp
会社概要 www.deloitte.com/jp/tax
税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を含みます。DTTL(または"Deloitte Global")および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、パプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001